

新潟くらしの安全かわら版

きーつけなせや

Vol.125

発行：新潟県県民生活課
〒950-8570
新潟市中央区新光町4-1
電話：025-280-5464
FAX：025-283-5879
【新潟県くらしの安全情報サイト】
<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/consumer.html>

注意喚起

～災害に便乗！～

住宅修理トラブルにご注意ください！

豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後には、それに便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向があります。

事例：「保険が使える」と勧誘する 保険金申請サポートサービス

★具体事例★

突然訪問してきた業者に、「豪雪による住宅の損傷は、保険金で自己負担なしで修理できますよ！」と言われて保険申請サポートを契約してしまった。

契約書をみると、保険金が入金されたら45%のコンサルティング料を支払うことになっていた。



- ・損害保険で雨どいが修理できますよ！
- ・経年劣化が理由でも保険がおりますよ！

こんな言葉に注意！！

保険金がお
りますよ！

住宅を見るだけ！
見せて下さい！

雨どいが壊れ
ていますよ！



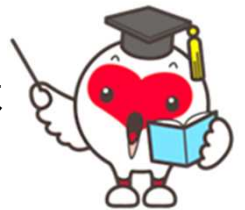
ドローンを使っ
て屋根を撮影し
てみましょう！

注意

- ・公的機関のような事業者名にも気を付けましょう。
- ・解約するといったら、高額な解約金を請求されることもあります。

消費者へのアドバイス

1. 突然の訪問でも、その場で契約せずしつこく契約を迫る業者には特に注意しましょう。
2. 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、応じないようにしましょう。
3. 保険金を使って自己負担なく住宅修理できると勧誘されてもすぐに契約せず、手続きで不安な場合は加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。



※独立行政法人 国民生活センター 報道発表資料「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意！・災害に便乗したトラブルに注意！-2023年石川県能登地方地震-・保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！・ご用心災害に便乗した悪質手法より・一部抜粋、加工して掲載



▶少しでも不安に思ったら



- ・消費者ホットライン **188** (最寄りの消費生活センター等につながります)
- ・警察相談専用電話 **#9110** (けいさつ相談室につながります)